



発行 新潟県

第 85 号

平成26年10月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

20 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1487 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 1488 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1489 公共測量の実施通知（監理課）
- 1490 道路の区域変更（道路管理課）
- 1491 道路の供用開始（道路管理課）
- 1492 道路の区域変更（道路管理課）
- 1493 道路の供用開始（道路管理課）
- 1494 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

公 告

特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

人事委員会規則

- 6-1742 給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-88 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会公告

- 平成27年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考（義務教育課）
- 平成27年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集（義務教育課）



◎新潟県訓令第20号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(営利企業等の従事等)</p> <p><b>第14条</b> 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して<u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）書</u>（別記第13号様式）を提出し、知事の許可又は認めを受けなければならない。</p>	<p>(営利企業等の従事)</p> <p><b>第14条</b> 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して<u>営利企業等従事許可願</u>（別記第13号様式）を提出し、知事の許可を受けなければならない。</p>

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第14条関係）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所属長 閣

営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）書

下記のとおり営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）がありましたので許可（認めて）くださるよう副申します。

従事等に対する所見	
-----------	--

記

新潟県職員服務規程第14条の規定により営利企業等従事許可（消防団員兼職）を申請（請求）します。					
年 月 日					
所属名				職名・氏名	㊟
従事等しようとする企業等（消防団）の名称及び所在地					
従事等しようとする企業等（消防団）の業務内容					
従事等する業務内容と責任					
従事等する勤務時間		従事等する期間		報酬の有無	
従事等する理由					

主管課経由印	所属受付印

告 示

## ◎新潟県告示第1487号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
31315020003	コーベ エクスプレス ヤマダBF 7 059-04	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020004	コーベ エクスプレス ヤマダBF 7 059-06	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020005	ロンス アレクサンダー 11 ヤマダ 3-521	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020009	サキ 10 ヤマダ 4-212	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020004	ドイツシヤム ナマ サクラ 07 ヤマダ 1-171	バークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020008	コーベ エクスプレス 08 ヤマダ 2-139	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040001	エクスプレス コーベ ヤマダBF 3 069-06	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040002	サキ ロンス ヤマダBF 3 056-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040003	ドイツシヤム ピーター ヤマダBF 8 012-03	バークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040004	サキ チーフ ヤマダBF 13 040-06	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040005	サキ ロンス ヤマダBF 3 056-10	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040006	ボルダー コーベ ヤマダBF 4 082-09	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31415040007	ゾック ウルフ 09 ヤマダ 4-918	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215010003	カスティー ファルコン 5140	ランドレース種	2級	村上市 (有)雪国牧場
31415050001	パイク レポルト トチギ 2 069-05	デュロック種	2級	村上市 (有)雪国牧場
31415050002	ユメサクラ リンダル トチギ 2 066-02	デュロック種	2級	村上市 (有)雪国牧場
31415050003	パイク レポルト トチギ 2 069-01	デュロック種	2級	村上市 (有)雪国牧場
31415050004	ファルコン オメガ 6448	その他	級外	村上市 (有)雪国牧場

## ◎新潟県告示第1488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営三和南部地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月31日

新潟県上越地域振興局長

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年11月4日から平成26年12月2日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所、三和区総合事務所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1489号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業期間 平成26年10月17日から平成27年1月16日まで
- 3 作業地域 南魚沼市荒山 地先

◎新潟県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市海老江字義平松2073番から 同市福田字十日市344番1まで	新	(A) 7.0～38.0メートル	1,596.4メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,988.9メートル
(C) 18.6～42.0メートル		158.0メートル	
村上市海老江字義平松2073番から 同市海老江字義平松2085番まで	旧	(A) 7.0～38.0メートル	1,596.4メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,591.0メートル

備考1 上記(A)、(B)、及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道新潟新発田村上線と重用

◎新潟県告示第1491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間

村上市海老江字義平松2073番から同市福田字十日市344番1まで及び同市海老江字義平松2073番から同市海老江字義平松2085番まで

- 3 供用開始の期日 平成26年10月31日

◎新潟県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで	新	(A) 7.0～37.0メートル	1,396.7メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,406.5メートル
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市海老江字義平松2085番まで		(C) 12.0～45.0メートル	557.7メートル
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで		旧	(A) 7.0～37.0メートル
	(B) 7.0～37.0メートル		1,386.4メートル

備考1 上記(A)、(B)、及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間一般国道345号と重用

◎新潟県告示第1493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線

- 2 供用開始の区間  
村上市荒川緑新田字儀平松1099番から同市海老江字義平松2085番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月31日

**◎新潟県告示第1494号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画下水道  
名称 新潟市北部公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

**公 告****特定調達契約の落札者等について(公告)**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
運転能力評価判定機器の借上げ 2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成26年9月16日
- 6 落札者の氏名及び住所  
三菱電機クレジット株式会社  
東京都品川区大崎1丁目6番3号
- 7 落札価格  
24,066,720円
- 8 入札公告日  
平成26年8月5日
- 9 落札方式  
最低価格

**病院局公告****一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年10月31日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年2月27日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年11月11日(火)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

## 人事委員会規則

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第6-1742号

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則(規則第6-2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料等の控除の特例)</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた職員が、消防団員としての活動に従事する場合 そのつど所属長が必要と認める時間又は期間</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料等の控除の特例)</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第8-88号**

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（規則第8-15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(特例) <b>第2条</b> 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた職員が、消防団員としての活動に従事する場合</u> <u>(9) (略)</u>	(特例) <b>第2条</b> 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。 (1)～(7) (略)  (8) (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会公告**

**平成27年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）**

平成27年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

平成26年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 高 井 盛 雄

- 1 募集幼児・生徒数 10月31日付け県報で公告
- 2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 盲学校、聾学校幼稚部

ア 平成21年4月2日から平成24年4月1日までの間に生まれた者

(2) 特別支援学校高等部（盲・聾・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア 普通学級を希望する者は、平成27年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 重複障害学級を希望する者は、平成27年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ 訪問教育学級を希望する者は、平成27年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア 職業学級を希望する者

(7) 平成27年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情

緒障害)を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(ウ) 将来一般就労等を目指す者

(エ) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ 普通学級を希望する者

(ア) 平成27年3月に特別支援学校中学部(知的障害)及び中学校の特別支援学級(知的障害、自閉症・情緒障害)を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ 重複障害学級を希望する者

(ア) 平成27年3月に特別支援学校中学部(知的障害)の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ 訪問教育学級を希望する者

(ア) 平成27年3月に特別支援学校中学部(知的障害)の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

### 3 出願

出願は、一人につき1校1学科(新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。)

### 4 出願手続、面接及び合格者の発表

#### (1) 入学願書の受付期間

平成27年1月19日(月)から1月23日(金)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

#### (2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書、推薦書(知的障害：職業学級)等、出願先の学校で必要とするもの。

#### (3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校(総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校)で発表する。

#### (4) 志願変更

平成27年1月26日(月)から1月30日(金)まで、志願変更先の学校(事務局校)で受付を行う。

#### (5) 面接の期日

平成27年2月6日(金)

#### (6) 合格者の発表

平成27年2月13日(金)までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校(総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等)で行う。

### 5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、平成27年2月24日(火)に県教育委員会が発表する。

#### (1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校(公立、私立)にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校(県内外、公立、私立を問わない)への入学を辞退した者は含まれない。

#### (2) 出願期間

平成27年3月11日(水)から3月16日(月)まで(土・日曜日を除く)、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

#### (3) 面接の期日

平成27年3月17日(火)

#### (4) 結果の発表

平成27年3月19日(木)までに各学校で行う。

6 その他

- (1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。
- (2) 特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害学級）において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。
- (3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。
- (4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「平成27年度新潟県立盲学校・聾学校幼稚部入学者募集要項」及び「平成27年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

平成27年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について（公告）

平成27年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

平成26年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 幼稚部募集

No.	県立学校の名称		位置	募集学級			募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
2	新潟県立新潟聾学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
		高田分校	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集（盲・聾・肢体不自由・病弱）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級		募集定員
	本校名	分校・学級名						
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
					保健医療	1学級	8人	
				専攻科	理療	1学級	8人	
2	新潟県立新潟聾学校		新潟市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	全日制的課程	産業技術	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
				専攻科	産業	1学級	8人	
4	新潟県立東新潟特別支援学校		新潟市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	
5	新潟県立はまぐみ特別支援学校		新潟市	全日制的課程	普通	重複	若干人	
						訪問	若干人	
6	新潟県立上越特別支援学校		上越市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	
7	新潟県立吉田特別支援学校		燕市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	
8	新潟県立柏崎特別支援学校		柏崎市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	

## 3 高等部募集(知的障害:職業学級)

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	職業2学級	20人
2	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人
3	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人
4	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人

## 4 高等部募集(知的障害:普通・重複・訪問学級)

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟聾学校	知的障害 普通学級	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
2	新潟県立長岡聾学校	知的障害 普通学級	長岡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
3	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通4学級 重複	40人 若干人
		川岸分校	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通3学級 重複	30人 若干人
5	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
6	新潟県立 村上特別支援学校		村上市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人
		いじみの 分校	新発田市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複	20人 若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 駒林特別支援学校		阿賀野市	全日制の 課程	普通	普通1学級 重複	10人 若干人
8	新潟県立 五泉特別支援学校		五泉市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複	20人 若干人
		訪問				若干人	
9	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複	20人 若干人
						訪問	若干人
10	新潟県立 小出特別支援学校		魚沼市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人
		川西分校	十日町市	全日制の 課程	普通	普通1学級 重複	10人 若干人
						訪問	若干人
11	新潟県立 はまなす特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複	20人 若干人
						訪問	若干人

12	新潟県立 高田特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
		白嶺分校	糸魚川市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
13	新潟県立 佐渡特別支援学校		佐渡市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
							訪問

※ 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。